新潟県公安委員会規則第13号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

新潟県公安委員会

委員長　　和　田　　裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第１条　新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（特定免許情報の記録等の場所） **第18条の２**　法第95条の２第３項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。 (1) 北蒲原郡聖籠町東港 （略） (2)～(4)　（略） (5) 新潟市中央区西堀通６番町 運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）	（特定免許情報の記録等の場所） **第18条の２**　法第95条の２第３項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。 (1) 北蒲原郡聖籠町 （略） (2)～(4)　（略）
（免許申請書等の提出等） **第22条**　法第89条の免許申請書及び法第100条の２第５項の再試験受験申込書は、第20条に掲げる場所に提出するものとする。	（免許申請書等の提出等） **第22条**　法第89条の免許申請書及び法第100条の２第５項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。
（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２～４　（略） ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。 ６・７　（略）	（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２～４　（略） ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。 ６・７　（略）
（運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略） **第24条の３**　規則第29条第３項（規則第29条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において法第101条第１項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の２第１項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。ただ	（運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略） **第24条の３**　規則第29条第３項（規則第29条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において法第101条第１項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の２第１項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号の

し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略)	いずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略)
（取消し申請における申請用写真の省略） **第24条の４**　規則第30条の７第４項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	（取消し申請における申請用写真の省略） **第24条の４**　規則第30条の７第４項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所、古町出張所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略） **第24条の５**　規則第21条の２第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	（特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略） **第24条の５**　規則第21条の２第３項の規定及び規則第21条の９第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合及び免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
２　規則第21条の９第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において、免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	
（運転経歴証明書の交付等の申請手続） **第24条の６**　(略) ２　規則第30条の８第２項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付若しくは運転経歴情報の記録又はその双方を申請する場合とする。 ３～５　(略)	（運転経歴証明書の交付等の申請手続） **第24条の６**　(略) ２　規則第30条の８第２項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。 ３～５　(略)
（運転経歴情報の抹消） **第24条の８**　規則第30条の16第２項の規定により運転経歴情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の２各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の６）を提出しなければならない。	（運転経歴情報の抹消） **第24条の８**　規則第30条の16第１項の規定により運転経歴情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の２各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の６）を提出しなければならない。
別表第３ （略）	**別表第３** （略）

運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所	（略）	（略）
住所地を管轄する警察署の更新窓口	（略）	（略） 村上警察署管内に住所地を有する者で小型特殊免許又は原付免許以外の免許を有しないもの （略）

注　現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認めるものは、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。

別記様式第19（第26条関係）

（略）

初心運転者講習終了証明書

（略）

免許の種類	

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第10号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

（略）

別記様式第19の２（第26条関係）

（略）

若年運転者講習終了証明書

（略）

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

（略）

運転免許センター、長岡支所及び上越支所	（略）	（略）
佐渡支所	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	佐渡警察署の管内に住所地を有する者
住所地を管轄する警察署の更新窓口	（略）	（略） 村上、五泉、秋葉及び新潟南の各警察署管内に住所地を有する者で小型特殊免許又は原付免許以外の免許を有しない者 （略）

注　現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。

別記様式第19（第26条関係）

（略）

初心運転者講習終了証明書

（略）

講習の種類	

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

（略）

別記様式第19の２（第26条関係）

（略）

若年運転者講習終了証明書

（略）

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第14号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

（略）

第２条　新潟県道路交通法施行細則の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（更新申請場所等）
第24条の２　（略）
２・３　（略）
４　法第94条第１項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の２各号に掲げる場所、各警察署（佐渡警察署を除く。）及び新発田警察署胎内分庁舎とする。
５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎においても申請を行うことができる。
６・７　（略）
別表第３
<table><tr><td>申請場所</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに県内各警察署（佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>（略）</td><td>（更新申請場所等）
第24条の２　（略）
２・３　（略）
４　法第94条第１項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の２各号に掲げる場所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。
５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。
６・７　（略）
別表第３
<table><tr><td>申請場所</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに県内各警察署（佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>（略）</td></tr>
</table>

附　則

この規則中第１条の改正は令和８年12月１日から、第２条の改正は令和９年１月１日から施行する。